

# 横浜市民防災センターにおける 空地活用事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和4年5月実施

横浜市消防局

## 入札物件（空地活用事業貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和4年6月1日～令和5年3月31日（10か月）

物件番号 04-21-001（1施設 計3区画）

※入札は3区画の合計金額で行います。

※1区画でも最低貸付料を下回った場合は無効とします。

※建物内の貸付料には消費税が加算されますが、今回は建物外のため非課税です。

No.	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)	貸付財産	設置場所	最低貸付料 合計(円)
1	神奈川区沢渡4番地7 横浜市民防災センター	32.0	土地	エントランス前	571,200
2		10.5	土地	訓練室入口右	187,400
3		14.0	土地	訓練室入口左	249,900
	合計	56.5			1,008,500

## 入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等の提出	令和4年4月25日（月）～5月10日（火） 8時45分～17時00分【消防局総務課へ持参】 （ただし、正午～13時及び土日祝を除く）
入札・開札・事業者 の決定	令和4年5月19日（木）14時00分 【場所：保土ヶ谷区総合庁舎5階入札室】
公有財産賃貸借契約書 の締結	令和4年5月下旬

# 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者募集要領

## 1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧」のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取消す場合があります。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止措置要綱別表1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守すること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (6) 横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条に違反した者でないこと。

## 3 契約にあたっての主な条件

- (1) 貸付契約の内容  
本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第25条の規定に基づく借地契約です。）
- (2) 貸付期間  
令和4年6月1日～令和5年3月31日（12月29日～1月3日を除く）のうち、9時30分～17時00分
- (3) 貸付物件の用途指定  
原則として、キッチンカーやテーブル等を使用して飲食物の販売及び物品販売（その他の場合は要相談）

(4) 禁止事項

次に掲げる行為、展示及び販売等はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 貸付物件の賃貸借権を第三者に譲渡し又は他の権利を設定すること
- イ 貸付物件に建物を建設すること
- ウ 貸付時間外に物品を放置すること
- エ 酒類、たばこに関するもの
- オ 葬儀、遺言、お墓等の死を連想させるもの
- カ 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- キ 政治性及び宗教性のあるもの
- ク 社会問題についての主義主張
- ケ 美観風致を害するおそれがあるもの
- コ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- サ 区画内に飲食スペースを設けること
- シ その他、不相当と市民防災センター所長が認めるもの

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る売上状況は、毎月取りまとめ、令和5年4月15日までに区画毎の売上報告書を提出すること。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(4)、(5)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき又は関係資料の提出を求めたときは、借受人は横浜市に協力すること。

(7) 違約金の支払義務

前記(4)、(5)の条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）に相当する額を違約金として横浜市に支払うこと。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡すため、事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還すること。

(9) その他

飲食物、物品販売をする場合は、ごみ箱を設置し購入者が常時ごみを排出できる状態にすること。また、ごみの処理は出店者の責任で適切に処分すること。

## 4 入札の参加申込

### (1) 入札参加申込書等の提出

#### ア 提出期間

令和4年4月25日（月）～5月10日（火）

#### イ 提出場所

横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9

横浜市消防局総務課（保土ヶ谷区総合庁舎5階）

#### ウ 提出方法

持参。※電話、郵送による受付はできません。

### (2) 申込みに必要な書類

#### ア 申込者が法人の場合（証明書は、申込前3か月以内に発行されたもの）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(ウ) 代表者の印鑑証明書

(エ) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出）

(オ) 市税の納税証明書

①法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）

②固定資産税（償却資産分を含む。令和元年度及び令和2年度の2年度分）

(カ) 財務諸表の写し（直近2年間分）

(キ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

#### イ 申込者が個人の場合（証明書は、申込前3か月以内に発行されたもの）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出）

(エ) 市税の納税証明書

(オ) 破産者でないことの証明書

(カ) 登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書）

(キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し（直前決算2年間分）

(ク) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

### (3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき又は「4(2) 申込みに必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 質問受付期間

令和4年4月5日（火）～令和4年4月21日（木）のうち、8時45分～17時00分  
（ただし、12時00分～13時00分及び土日祝を除く）

### (2) 質問提出方法

質問書（様式4）を電子メールにより、次の送付先に送付すること。

質問の送付先：[sy-keiyaku@city.yokohama.jp](mailto:sy-keiyaku@city.yokohama.jp)

※メールの件名は、「【空地活用事業質問書】貴社名」とすること。

### (3) 回答予定日

令和4年4月25日（月）までに、消防局ホームページで回答

なお、再質問は認められません。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年5月16日（月）までに、申請者あて結果を書面で通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合は、入札参加資格を取消します。

## 7 入札の手続等

### (1) 入札の日時及び場所

令和4年5月19日（木）14時00分

保土ヶ谷区総合庁舎5階 入札室（横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9）

### (2) 入札の方法等

#### ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### イ 入札金額

入札金額は年額貸付料（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を記入してください。

#### ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書（様式5、6）を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

### (3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

#### ア 前述2に定める入札参加資格のない者が行った入札

#### イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

- ウ 最低貸付料を下回る入札
- エ 同一物件において2通以上の入札をしたもの
- オ その他、入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付料以上の最高金額をもって入札したものを落札者とします。（1区画でも最低貸付料を下回った場合は無効とします。）
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は全ての入札を対象として、その場で内容を公表します。
  - (ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札金額」
  - (イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札金額」
- エ 落札者、落札金額については、公式ウェブサイトにおいても公表します。
- オ 再度入札は実施しません。

## 8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

## 9 空地活用の手続等

- (1) 事前に出店者が決まっている場合は「出店計画書」を提出してください。希望により、市民防災センターのホームページに掲載することも可能です。
- (2) 当該区画に出店する場合は開錠が必要のため、市民防災センターの事務所にご連絡ください。
- (3) 貸付時間を厳守し、退出するときは区画内の清掃を実施した後、市民防災センター職員の確認を受けてください。清掃状況に不備があるときは、再度実施してください。
- (4) 電源が必要な場合は各出店者でご準備ください。

## 入札要領

- 第1条 入札希望者は、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。
- 第2条 現物と掲載数量が符号しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状（様式2）を提出してください。
- 第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。
- 第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
  - 2 入札参加申込書を提出していないもの
  - 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
  - 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
  - 5 最低貸付料を下回る入札
  - 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
  - 7 入札書に所在及び名称（個人の場合住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
  - 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
  - 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
  - 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
  - 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの
- 第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- 第9条 落札者は、最低貸付料（年額）以上の価格で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。



この場合、入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立てはできません。

第10条 落札者は他の物件に入札することはできません。

第11条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第12条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

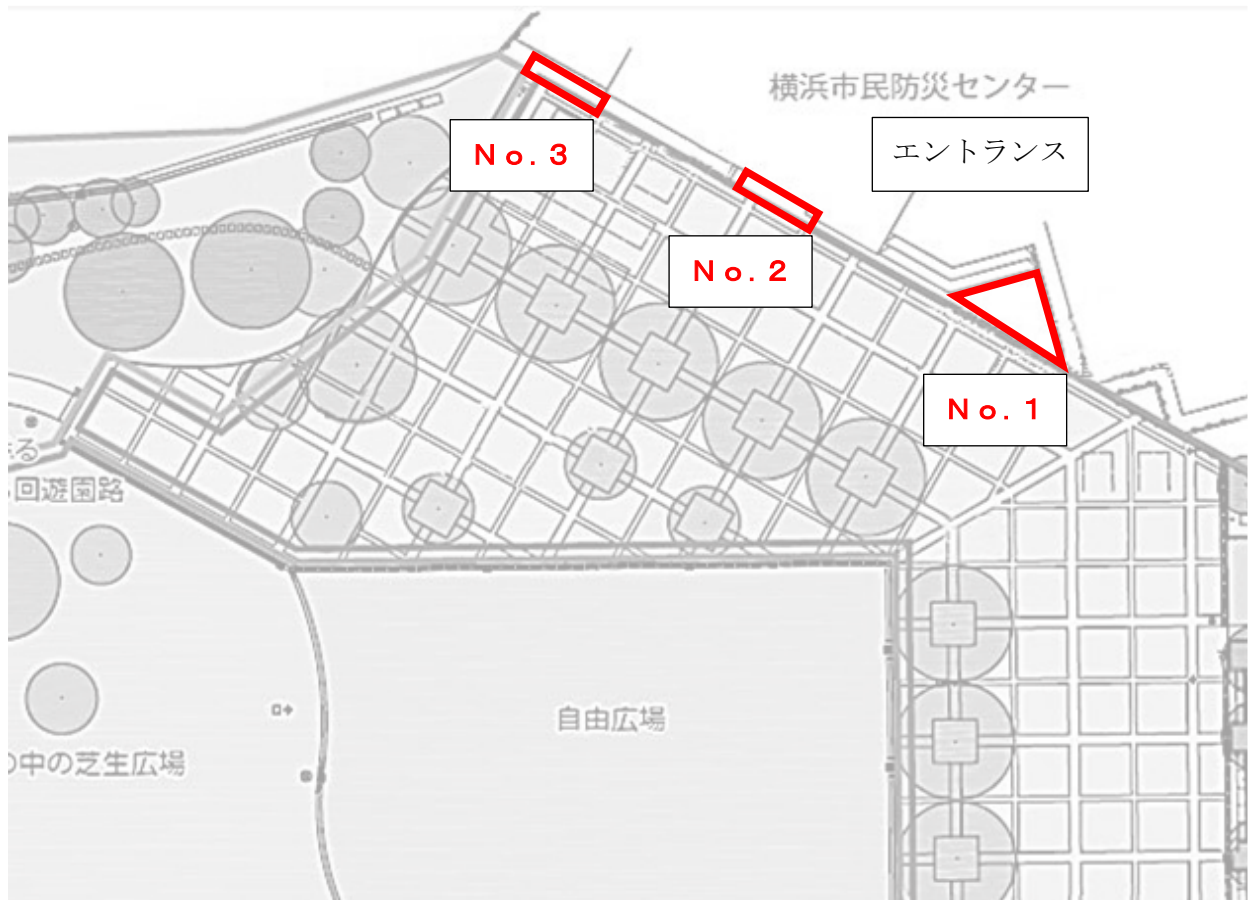
# 物件調書

物件番号 04-21-001 (1施設3区画)

最低貸付価格 1,008,500円 (非課税)

## 【施設配置図 (平面図)】

No. 1～3



### 1 空地活用の概要

#### (1) 大きさ

区画内に収まる車両 (キッチンカー等)、テーブル、看板等の出店に必要な資機材とすること。なお、区画内であれば、複数出店可。

#### (2) 販売品目の条件

次に掲げる展示及び販売等はできません。

ア 酒類、たばこに関するもの

オ 葬儀、遺言、お墓等の死を連想させるもの

- カ 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
- キ 政治性及び宗教性のあるもの
- ク 社会問題についての主義主張
- ケ 美観風致を害するおそれがあるもの
- コ 公衆に不快の念又は危害を与える恐れのあるもの
- サ その他、不相当と市民防災センター所長が認めるもの

(3) ごみ箱の設置

飲食物、物品販売をする場合は、購入者用のごみ箱を設置し、その周辺の清掃を万全に行い、ごみ箱からごみが溢れることがないように適切に維持管理を行うこと。また、ごみの処理は出店者の責任で適切に処分すること。

(4) 電力供給

電力が必要な場合は、出店者が準備するものとし、発電機への燃料補給の際はエンジンを停止し、出火防止に努めること。

(5) 飲食物の提供

食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。また、PL保険（生産物賠償責任保険）に加入すること。

(6) 出店当日の流れ

ア 当該区画に出店する場合は開錠が必要のため、市民防災センターの事務所にご連絡ください。

イ 貸付時間を厳守し、退出するときは区画内の清掃を実施した後、市民防災センター職員の確認を受けてください。清掃状況に不備があるときは、再度実施してください。